



# 週間情報



No.2613

発行日 平成26年4月1日

発行所 全国消防長会

一般財団法人全国消防協会

担当 企画課 03(3234)1321

## 両会の動き

### ◆ 事務局職員の人事異動

全国消防長会  
一般財団法人全国消防協会

人事異動について、下記のとおりお知らせします。

記

#### 1 平成26年3月31日付異動

【退任】

石川 節雄 全国消防長会事務局次長・一般財団法人全国消防協会事務局長

#### 2 平成26年4月1日付異動

【就任】

岡本 修二 全国消防長会事務局次長・一般財団法人全国消防協会事務局長

### ◆ 事務局職員の人事異動

全国消防長会

平成26年4月期の本会事務局職員の人事異動について、下記のとおりお知らせします。

記

#### 1 平成26年3月31日付異動

(1) 解嘱（1名）

針谷 浩三 （財務課課長補佐兼経理係長）

(2) 帰任（6名）

吉澤 亮 東京消防庁へ （組織担当課長）

渡辺 又介 横浜市消防局へ （事業企画課長）

山下 晴司 堺市消防局へ （情報管理課情報管理第二係長）

佐藤 孝行 大阪市消防局へ （事業企画課警防防災担当係長）

原田 哲哉 さいたま市消防局へ （事業企画課技術担当係長）

金城 周蔵 京都市消防局へ （事業管理課総務担当係長）

#### 2 平成26年4月1日付異動

(1) 幹事（課長職）委嘱（1名）

河野 吉人 国際業務担当課長

(2) 主事委嘱（採用）（1名）

新川 雅章 財務課課長補佐兼経理係長

(3) 着任（6名）

堀江 武良 組織担当課長 (東京消防庁から)  
立石 信行 事業企画課長 (神戸市消防局から)  
勝俣 裕介 企画課企画第二係長 (横浜市消防局から)  
栗須 俊光 事業企画課警防防災担当係長 (大阪市消防局から)  
小川 重治 事業企画課技術担当係長 (さいたま市消防局から)  
村松 貴久 事業管理課総務担当係長 (京都市消防局から)

(4) 局内異動（2名）

鈴木 将宏 情報管理課情報管理第一係長 (企画課企画第二係長)  
富塚 龍二 情報管理課情報管理第二係長 (情報管理課情報管理第一係長)

(5) 主事（係長級職）委嘱（1名）

石井 美香 財務課業務推進係長 (財務課業務推進係主任)

## 消防本部の動き

### ◆ 会員の退会

- 10310 芦別市消防本部（北海道）  
10313 赤平市消防本部（北海道）  
※ 消防広域化に伴い、平成26年3月31日付けで退会。
  
- 10412 上川中部消防組合消防本部（北海道）  
※ 消防広域化に伴い、平成26年3月31日付けで退会。
  
- 31405 佐野地区広域消防組合消防本部（栃木）  
※ 消防広域化に伴い、平成26年3月31日付けで退会。
  
- 53102 山辺広域行政事務組合消防本部（奈良）  
53103 大和郡山市消防本部（奈良）  
53104 中和広域消防組合消防本部（奈良）  
53105 桜井市消防本部（奈良）  
53107 五條市消防本部（奈良）  
53110 香芝・広陵消防組合消防本部（奈良）  
53111 西和消防組合消防本部（奈良）  
53112 宇陀広域消防組合消防本部（奈良）  
53113 葛城市消防本部（奈良）  
53114 吉野広域行政組合消防本部（奈良）  
53115 中吉野広域消防組合消防本部（奈良）  
※ 消防広域化に伴い、平成26年3月31日付けで退会。
  
- 63320 大東市消防本部（大阪）  
63325 四條畷市消防本部（大阪）  
※ 消防広域化に伴い、平成26年3月31日付けで退会。
  
- 94503 伊万里市消防本部（佐賀）  
94508 有田町消防本部（佐賀）  
※ 消防広域化に伴い、平成26年3月31日付けで退会。
  
- 94715 高遊原南消防本部（熊本）  
※ 消防広域化に伴い、平成26年3月31日付けで退会。

### ◆ 会員の加入

- 31405 佐野市消防本部（栃木）  
住 所 〒327-0844 佐野市富岡町1391  
電話番号 0283-23-4433  
FAX番号 0283-22-4441  
メールアドレス [119.soumu@city.sano.lg.jp](mailto:119.soumu@city.sano.lg.jp)  
※ 構成市：佐野市  
平成26年4月1日付け
  
- 53104 奈良県広域消防組合消防本部（奈良）  
住 所 〒634-0816 橿原市慈明寺町149-3  
電話番号 0744-26-0119  
※ 構成市町村：大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香

芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾爾村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村

平成26年4月1日付け

○ 63320 大東四條畷消防本部（大阪）

住 所 〒574-0037 大東市新町13-35

電話番号 072-875-0119

FAX番号 072-870-0119

メールアドレス [soumu@ds119.jp](mailto:soumu@ds119.jp)

※ 構成市：大東市、四條畷市

平成26年4月1日付け

○ 84113 那賀町消防本部（徳島）

住 所 〒771-5206 那賀郡那賀町百合字石橋250

電話番号 0884-62-0119

FAX番号 0884-62-1922

メールアドレス [fd.naka119@town.tokushima-naka.lg.jp](mailto:fd.naka119@town.tokushima-naka.lg.jp)

※ 構成町：那賀町

平成26年4月1日付け

○ 94503 伊万里・有田消防本部（佐賀）

住 所 〒848-0027 伊万里市立花町1355-3

電話番号 0955-23-2119

FAX番号 0955-22-7598

メールアドレス [soumu@imari-arita119.saga.jp](mailto:soumu@imari-arita119.saga.jp)

※ 構成市町：伊万里市、西松浦郡有田町

平成26年4月1日付け

◆ 消防本部の組織変更等について

○ 10304 滝川地区広域消防事務組合消防本部（北海道）

※ 構成市町：滝川市、新十津川町、雨竜町、芦別市、赤平市（下線が加入）

平成26年4月1日から変更

○ 10401 旭川市消防本部（北海道）

※ 構成市町：旭川市、上川町、鷹栖町（下線が加入）

平成26年4月1日から変更

○ 10408 大雪消防組合消防本部（北海道）

※ 構成市町村：美瑛町、東川町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町（下線が加入）

平成26年4月1日から変更

○ 31404 栃木市消防本部（栃木）

※ 構成市町村：栃木市、岩船町（4月5日から行政合併し栃木市となる）

平成26年4月1日から変更

○ 84112 海部消防組合消防本部（徳島）

※ 構成町：牟岐町、美波町、海陽町（那賀町が脱退）  
平成26年4月1日から変更

○ 94701 熊本市消防局（熊本）

※ 構成市町：熊本市（植木を除く）、益城町、西原市（下線が加入）  
平成26年4月1日から変更

○ 94708 宇城広域連合消防本部（熊本）

※ 構成市町：下益城郡美里町、宇土市、宇城市（富合町、城南町が市町村合併のため脱退）  
平成26年4月1日から変更

◆ 消防本部の住所変更等について

○ 31707 香取広域市町村圏事務組合消防本部（千葉）

新住所 〒287-0001 香取市佐原口2127（下線部が変更箇所）

新電話番号 0478-52-0119

新FAX番号 0478-52-1198

※ 理由 新住所に移転のため

平成26年4月1日から運用開始

○ 32224 菊川市消防本部（静岡）

新住所 〒439-0022 菊川市東横地385（下線部が変更箇所）

※ 理由 消防庁舎移転のため

平成26年4月1日から運用開始

○ 53207 有田市消防本部（和歌山）

新住所 〒649-0304 有田市箕島47（下線部が変更箇所）

新電話番号 0737-83-0119

※ 理由 消防庁舎移転のため

平成26年4月1日から運用開始

○ 63418 小野市消防本部（兵庫）

新住所 〒675-1378 小野市王子町809（下線部が変更箇所）

新FAX番号 0794-63-7199

※ 理由 消防本部移転のため

平成26年4月1日から運用開始

○ 94905 日南市消防本部（宮崎）

新住所 〒887-2524 日南市大字殿所2026番地9（下線部が変更箇所）

※ 理由 消防庁舎移転のため

平成26年3月31日から運用開始

◆ メールアドレスの変更について

○ 10206 日高中部消防組合消防本部（北海道）

新メールアドレス [soumu@hidaka-chubu-119.jp](mailto:soumu@hidaka-chubu-119.jp)

平成26年4月1日から運用開始

○ 10508 池北三町行政事務組合消防本部（北海道）

新メールアドレス [miyazaki.chihoku3@yml.plala.or.jp](mailto:miyazaki.chihoku3@yml.plala.or.jp)

平成26年4月1日から運用開始

- 20809 大船渡地区消防組合消防本部（岩手）  
新メールアドレス [info.fd-ofunato@fd-ofunato.jp](mailto:info.fd-ofunato@fd-ofunato.jp)  
平成26年4月1日から運用開始
- 31410 芳賀地区広域行政事務組合消防本部（栃木）  
新メールアドレス [fdhasoumusyomu-2@hagakouiki.jp](mailto:fdhasoumusyomu-2@hagakouiki.jp)  
平成26年4月1日から運用開始
- 31704 船橋市消防局（千葉）  
新メールアドレス [shobosomu@city.funabashi.lg.jp](mailto:shobosomu@city.funabashi.lg.jp)  
平成26年3月26日から運用開始
- 53007 宮津与謝消防組合消防本部（京都）  
新メールアドレス [soumu@miyayo119.jp](mailto:soumu@miyayo119.jp)  
平成26年4月1日から運用開始
- 95014 垂水市消防本部（鹿児島）  
新メールアドレス [t\\_syoubou@city.tarumizu.lg.jp](mailto:t_syoubou@city.tarumizu.lg.jp)  
平成26年4月1日から運用開始
- 95105 名護市消防本部（沖縄）  
新メールアドレス [shoubousoumu@city.nago.okinawa.jp](mailto:shoubousoumu@city.nago.okinawa.jp)  
平成26年4月1日から運用開始

#### ◆ 電話番号の変更について

- 21102 白河地区広域市町村圏消防本部（福島）  
新電話番号 0248-22-2168  
平成26年4月1日から運用開始
- 42306 春日井市消防本部（愛知）  
新電話番号 0568-85-6376  
平成26年4月3日から運用開始

#### ◆ FAX番号の変更について

- 10405 富良野広域連合消防本部（北海道）  
新FAX番号 0167-45-2660  
平成26年4月1日から運用開始
- 52604 高岡市消防本部（富山）  
新FAX番号 0766-22-1994  
平成26年4月1日から運用開始
- 73508 井原地区消防組合消防本部（岡山）  
新FAX番号 0866-62-9404  
平成26年4月1日から運用開始
- 94419 遠賀郡消防本部（福岡）  
新FAX番号 093-293-1240  
平成26年3月27日から運用開始

**行 事**

## ◆ 第34回「ファイヤーフェスティバル 2014」開催

名古屋市消防局（愛知）

名古屋市消防局中村消防署では、平成26年2月23日（日）、名古屋駅前一带で、春季全国火災予防運動の一環行事として第34回目の「ファイヤーフェスティバル2014」を開催しました。

ボーイスカウト、ガールスカウト、地元アイドル美少女ファクトリー「d e l a」を1日消防官に迎え、名古屋市消防音楽隊を先頭に、地域の防火関係者約200人が防火パレードを行いました。

駅前の広場では、消防音楽隊・リリーエンゼルスによる演奏演技や「d e l a」の防火ミニステージ、住宅防火のリーフレットの配布を実施し、多くの来場者に防火意識の高揚、住宅用火災警報器の設置促進を図り、火災予防の重要性を訴えました。



【防火パレードの様子】

## ◆ 消防フェスティバル in 府中を開催

福山地区消防組合消防局（広島）

福山地区消防組合消防局府中消防署では、平成26年3月2日（日）、消防に対する理解と協力を深めていただき、市民の防火防災意識の高揚と住民の安心と安全の確保を図ることを目的として「消防フェスティバル in 府中 ～見て 聴いて 触れて 体験三昧！～」を開催しました。

多くの来場者が、防災ヘリコプター・消防車の各種展示、公開救助訓練の見学や体験、消火・煙体験、家族でできる応急処置体験とともに、住宅用火災警報器の設置・維持管理を呼び掛けた住警器マンショー、防火紙芝居などを楽しみながら学びました。また、炊き出し訓練での豚汁・カレーは大好評であり、防火防災意識を高めることができました。

会場では、ちびっ子消防士たちが救助・消火・救急体験で大活躍でした。また、消防士がリズムカルな音楽に合わせて踊りを披露すると来場者から拍手がおこり、防火防災の大輪が咲き誇りました。



【消防フェスティバル in 府中の様子】

## ◆ 田中理恵さんを一日消防署長に迎えて広報イベントを実施

横浜市消防局青葉消防署では、春季全国火災予防運動の初日である平成26年3月1日（土）に、東京オリンピック招致活動に貢献された日本体育大学児童スポーツ教育学部助教の田中理恵さんを一日消防署長に迎え、東急田園都市線青葉台駅とたまプラーザ駅周辺で、広報イベントを実施しました。

出陣式では田中一日消防署長が消防隊・消防団に対して広報活動開始命令を行い、参加者全員でエールを交わしました。

当日は、青葉消防署員、青葉消防団員、青葉火災予防協会のほか地域住民ら約70人とともに、ハマくん（当市消防局キャラクター）、なしかちゃん（青葉区役所キャラクター）も参加して、広報チラシと啓発物品（非常用呼び笛）を配布し、より広く効果的に出火防止の広報を行いました。また、田中消防署長は「火の元に注意し、絶対に火を出さないでください」と市民に呼びかけました。

### 横浜市消防局（神奈川）



【一日消防署長 田中理恵さん】

## ◆ 防火パレード「ぼくらはちびっこ消防隊」を実施

### 松山市消防局（愛媛）

松山市消防局では、平成26年3月3日（月）、春季全国火災予防運動行事の一環として、道後温泉に面した道後商店街において、地元幼稚園児による防火パレードを実施しました。

この防火パレードは、幼年期の子どもたちの防火意識の醸成を図るとともに、市民に火災予防を広く啓発することにより、火災のない安心して暮らせる安全なまちづくりを目指して毎年行っています。

当日は、幼年消防クラブ員50人が防火服や法被姿で拍子木やリズムに合わせて「火事は怖いよ、火の用心」「たばこの火、消さずにいると、危ないよ」などの自作標語を唱えながらパレードし、商店街の店舗従業員や観光客に火災予防を呼び掛けました。

防火パレード終了後は、女性防火クラブ員が「防火紙芝居」により防火教育を行い、園児たちは一生懸命楽しく学んでいました。

当市消防局では、今後もあらゆる機会を捉え市民の防火意識の高揚を図ってまいります。



【防火パレードの様子】

## ◆ 消防ふれあいもちつき大会を開催

### 佐賀広域消防局（佐賀）

佐賀広域消防局佐賀消防署では、平成26年3月7日（金）、当消防署管内に所属する幼年消防クラブを招き、消防ふれあいもちつき大会を開催しました。

このもちつき大会は、春季全国火災予防運動に合わせ、消防職員や女性消防団員、婦人防火クラブ員とのふれあいを通じ、幼年期から防火に対する意識を芽生えさせるために毎年開催しています。

子どもたちは、消防職員と一緒に「火の用心、火の用心」と餅をつく速さに合わせて声を出し餅つきを行いました。その後、小さな手で一生懸命丸めた餅を、満足感いっぱいの表情を浮かべて頬張っていました。



【消防ふれあいもちつき大会の様子】



## 訓練・演習

### ◆ 平成25年度東播地区NBC災害対策合同訓練を実施

#### 小野市消防本部（兵庫）

小野市消防本部では、平成26年2月25日（火）、当市うるおい交流館エクラにおいて、東播地区NBC災害対策合同訓練を実施しました。

この訓練は、何者かがエクラ内サロンに液体のようなものを撒き、近くにいた一般客が多数倒れているという想定のもと、応援協定に基づき東播地区各消防本部（当市、明石市、加古川市、淡路広域消防事務組合、高砂市、三木市、北はりま）、兵庫県警、北播磨総合医療センター等と合同で、警戒区域の設定、救出、汚染の拡大防止、除染、病院搬送など一連の流れを訓練しました。

また、想定訓練終了後、今後の活動内容や課題点等について事後検証会を実施しました。



【NBC災害対策合同訓練を実施】

### ◆ 震災対応図上訓練を実施

#### あさか 朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部（埼玉）

朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部では、平成26年2月28日（金）、3月3日（月）の2日間、震災対応図上訓練を実施し、警防本部及び署隊本部の運用について再確認しました。

訓練は、早朝5時の発災を想定し、1時間以内に参集可能と見込まれる職員の参集時役割分担の確認及び警防本部等設置までの初動訓練と、その後、被害の拡大による緊急消防援助隊を要請するための情報伝達体制及び受援要領訓練との2ステージ制で実施しました。

第1ステージでは、参集時の初動における事前計画の見直しの必要性、また第2ステージでは、情報不足による応援要請の難しさなど、多くの課題を見出すことができました。

この訓練結果を検証し、災害対応能力の更なる向上に努めます。



【震災対応図上訓練を実施】

### ◆ 救急技術競技会を開催 ～更なる高みを目指して～

#### 上越地域消防事務組合消防本部（新潟）

上越地域消防事務組合消防本部では、平成26年3月7日（金）の消防記念日に、救急技術競技会を開催しました。

この競技は、救急救命士の処置拡大等の救急業務高度化が進むなか、知識・技術の向上はもとより、傷病者や関係者への対応（自分と同じ様に見ることのできる、思いやりのある心）を第一義にし、これからの救急に求められる心のプレホスピタルケアを重視して実施しました。

県立病院の救命救急センター長から、総合的なアドバイスを頂き「思いやり」と「知識・技術」を併せ持った信頼される救急隊員となるべく更なる高みを目指します。



【救急技術競技会の様子】

## ◆ 国際消防救助隊員等特別訓練を実施

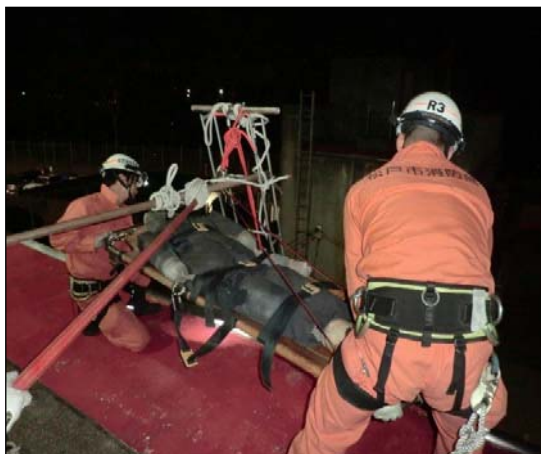
### 松戸市消防局（千葉）

松戸市消防局では、平成26年3月12日（水）から14日（金）まで、松戸市消防訓練センターにおいて、国際消防救助隊員等特別訓練を実施しました。

今回の訓練は国際消防救助隊員を中心に地震等の大規模災害発生時、被災地に派遣され自己完結型災害活動を迅速的確に行い、長時間にわたる過酷な環境下での継続活動に対応できる部隊能力を養うことを目的に実施しました。

訓練内容についてはサーチング訓練、狭所ブリーチング訓練、夜間における各種救助事象想定訓練及び野営訓練を実施しました。

今後も本市消防局では、訓練を継続し隊員間の連携強化を図り、隊員の技術向上に努めてまいります。



【国際消防救助隊員等特別訓練を実施】

## ◆ 警防技術研修訓練を実施

南さつま市消防本部では、平成26年3月18日（火）、警防技術研修訓練を実施しました。

本市消防本部においては、熟練した消防職員の定年退職者の増加などにより、現場経験の浅い若年層の職員が増えてきており、消防知識・技術の伝承が課題となってきました。この現状を踏まえ、若手職員の警防活動技術及び現場活動能力の向上を図る目的で実施しました。

当日は、中高層建物出火想定火災防ぎょ及び三連はしごを使用しての高所救出など、参加した職員は基本となる警防技術の習得のため熱心に取り組んでいました。

### 南さつま市消防本部（鹿児島）



【警防技術研修訓練を実施】

## 研 修 等

## ◆ 予防担当職員に対して予防査察練成会を実施

### 西宮市消防局（兵庫）

西宮市消防局では、平成26年2月13日（木）、14日（金）の2日間、火災予防を担当する若手の消防職員の査察技術向上を目的に、予防査察練成会を実施しました。

練成会では、1組2名の査察員が、本市消防局の会議室を各日それぞれ建築資材倉庫と鉄工所に見立て、実際と同じ手順で立入検査を実施する形で、関係者への対応をはじめ違反事項の改善指導等が適切に行われているかについて審査しました。

審査の項目は、関係者役からの質問に適切な回答ができていないか、消火器の不備、少量危険物、火気使用設備、避難障害物品等の違反事項について改善指示ができていないか等で、査察成績の優秀な上位2組には、本市消防局長から表彰状が手渡されました。

本市消防局では今後も継続して練成会を実施し、若年化する予防担当職員の査察技術の向上を図り、近年消防の対応が注視される雑居ビル等の複合施設、避難困難が予想される社会福祉施設等の査察強化に努めていきます。



【予防査察練成会の様子】

## ◆ 茨城県消防長会署長部会を実施

### 筑西広域市町村圏事務組合消防本部（茨城）

筑西広域市町村圏事務組合消防本部では、平成26年2月20日（木）、平成25年度茨城県消防長会署長部会を当消防本部において開催しました。

「大量退職時代における課題とその対応策について」を議題とした会議では、県内24消防本部の署長等約50人が出席し、課題とその対応策について共有、他消防本部の先進的な取り組みについて参考にするべく検討いたしました。

また、大手重機メーカーにおいて人材育成を長年担当していた筑西市在中の講師を迎え、「人づくり」と題した講演会を会議後に開催し、民間企業の人材育成手法を学ぶ機会としました。



【茨城県消防長会署長部会の様子】

## ◆ 防災講座を開催

### 有田川町消防本部（和歌山）

有田川町消防本部では、春季全国火災予防運動の一環として、平成26年2月28日（金）、当町消防本部において、公益財団法人日本防災協会・大阪事務所所長の野田重良氏を講師に迎え、防災講座を開催しました。

全国各地で高齢者などを中心に多くの方が火災で亡くなっていることから、今回はホテルや病院、社会福祉施設等の事業関係者約70人を対象に実施したもので、防災品の性能や上手な利用方法を理解していただき、火災発生や着衣の着火事故を防ぐことを目的に開催しました。

講習では実際に防災処理された繊維と普通繊維の燃え方の実演もあり、参加者から「普通の繊維と防災品との違いも分かりやすく参考になった。」との声が聞かれ、防災に対する知識や防災品の必要性について理解を深めてもらえました。



【防災講座の様子】

## ◆ 小規模社会福祉施設消防研修会を開催

### 加古川市消防本部（兵庫）

加古川市消防本部では、平成26年3月5日（水）、当市消防本部管内の社会福祉施設において、高齢者の宿泊を伴う施設のうち、延べ面積1000㎡以下の施設関係者を対象に研修会を開催しました。

研修会では座学研修及び実技研修を通じて、火災発生時の通報要領や入所者の搬送方法等について紹介しました。また、想定訓練では、勤務者が少なくなる夜間を想定して、火災の発見から初期消火、通報、避難誘導の火災発生時の一連の行動を実践していただきました。

今後も、このような研修会を開催し、福祉施設等の防火管理対策の強化を図ります。



【社会福祉施設消防研修会の様子】

## ◆ 救急隊長研修を実施

千葉市消防局では、平成26年3月11日（火）、12日（水）の2日間、救急活動をマネジメントするプロとしての救急隊長を育成するため救急隊長研修を実施しました。

救急隊の研修と聞くと、とかく医学的な知識・技術の習得を目的としたものを連想されると思いますが、この研修では、救急現場を統括する救急隊長に対する「リーダーシップ能力」「コミュニケーション能力」の向上を目的としています。講師は、当市消防局の指導救命士をはじめ、市衛生所管部局の担当者の方をお招きし、様々な観点から指導やディスカッションを行いました。

### 千葉市消防局（千葉）



【救急隊長研修の様子】

## その他

### ◆ 消防協力者に対する感謝状贈呈式を開催

郡山地方広域消防組合消防本部では、平成26年3月12日（水）、当消防本部講堂において、消防協力者（人命救助）に対する当消防組合管理者である郡山市長の感謝状贈呈式を執り行いました。

感謝状を贈呈された6名は、記録的な大雪となった2月15日（土）、雪により倒壊したテラスの下敷きとなり助けを求めている男性を発見し、迅速かつ的確な判断により119番通報、周囲への協力要請及び連携した救助活動を行いました。

救出された男性は、救急隊により迅速に医療機関に搬送され一命を取り留めました。

### 郡山地方広域消防組合消防本部（福島）



【感謝状贈呈式の様子】

### ◆ 千葉県知事表彰受賞 ～全国初・隣接する消防本部の活動波を移動局に実装～

#### 千葉県消防長会（千葉）

平成26年3月18日（火）、第64回千葉県消防大会において、県消防長会が県知事表彰を受賞しました。

千葉県における消防救急のデジタル化については、平成19年に県が策定した「千葉県消防救急無線広域化・共同化及び消防指令業務共同運用推進整備計画」に基づき、県と県内31消防本部が協議を重ね、基地局設備を千葉県が、移動局設備を各消防本部が整備し、県域1ブロックのデジタル無線ネットワーク網として、平成25年4月から県域全体で運用開始しました。

当県消防長会では、運用を開始するにあたり消防救急デジタル無線の特性を生かした円滑な無線運用を実現するため、隣接応援時における県内統一の無線運用計画を策定し、関係省庁と協議を重ねた結果、隣接する消防本部に割当てられた活動波を県内消防本部の応援出動する移動局に実装することが全国で初めて許可され、隣接応援時における迅速な応援体制を確立することができました。

また、並行整備した共同指令センター運用開始に伴い、隣接応援の増加による共通波の輻輳が心配されていましたが、隣接活動波の実装により回避することができました。



【千葉県知事表彰状】

### 消防庁通知

#### ◆ 「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」報告書について（3月26日、事務連絡）

消防・救急課より、各都道府県消防防災主管課、東京消防庁・各指定都市消防本部あてに次のとおり事務連絡されましたのでお知らせします。

消防の職場・業務の特性を踏まえつつ、消防力を維持しながら再任用職員（高齢職員）がこれまで培ってきた知識や経験を活用するために必要な条件等の検討を行うため、消防庁では、「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」を開催し、消防の職務の特殊性を踏まえた高齢者雇用について検討を重ねてまいりました。

今般、その検討結果を報告書として取りまとめましたので、本報告書を今後の高齢者雇用の参考にされるとともに、貴都道府県内の消防本部に対し周知していただきますようお願いいたします。

なお、本報告書は、冊子としての配布はせず、消防庁ホームページへの掲載をもって公表いたしますので、必要に応じて活用いただきますよう、あわせてお願いいたします。

※ 「高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会」報告書は、以下のURLから参照して下さい。

[http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi\\_kento/h25/kourei\\_shokuin/pdf/houkokusyo.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/kourei_shokuin/pdf/houkokusyo.pdf)

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260326\\_jimurenaku.pdf](http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2603/pdf/260326_jimurenaku.pdf)) に掲載されています。

#### 【問い合わせ先】

消防・救急課 職員第二係  
担当：城田・藤本

### 報道発表

#### ◆ 「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」の公表（3月25日）

消防庁では、全国で実施される防災訓練の底上げを図ることを目的として、他のモデルとなるような実践的な防災訓練の事例調査を行い、地方公共団体等への情報提供を行うこととしました。

事例調査については、災害種別、地域特性、団体区分を踏まえ、全国20の市区町村で実施された実践的な事例をヒアリング調査したものです。

このたび、調査結果をもとに報告書を取りまとめましたので公表いたします。

#### 【構成】

- 第1章 調査の目的と対象団体
- 第2章 実践的な防災訓練のきっかけ
- 第3章 取組事例
- 第4章 訓練実施により得られた効果
- 第5章 実践的な防災訓練の実施に向けて
- 資料 ヒアリング調査を行った各事例についての資料

#### 【別添資料】（省略）

「実践的な防災訓練の普及に向けた事例調査報告書」概要

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260325\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260325_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 国民保護・防災部応急対策室  
担当：矢竹地域情報把握専門官、和田係長

#### ◆ 災害対応のための消防ロボットの研究開発に係る業務実施機関の公募（3月26日）

消防庁では、「科学技術イノベーション総合戦略」（平成25年6月7日閣議決定）、「世界最先端IT国家創造宣言」（平成25年6月14日閣議決定）、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、緊急消防援助隊に新設される石油コンビナート等のエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の応急対応に資する高度な資機材等として、ICT×G空間情報を活用し、災害現場から離れた安全な場所への画像伝送や放水等の活動を自律・協調して行うことが可能な災害対応のための消防ロボットの研究開発を行うこととしています。

具体的には、今後の準天頂衛星の整備、地理空間情報等の活用技術開発の進展を見据え、平成26年度から平成30年度までの5年間の計画で、ICT×G空間情報を活用した協調連携や自律制御といったロボット技術を消防活動現場への実戦配備が可能なレベルでの実用化の実現を目指すこととしています。

この度、本研究開発に係る平成26年度の業務実施機関を下記のとおり公募することとしました。

消防庁では、研究開発成果の各種ロボット技術を、消防の現場活動の高度化のため積極的に活用していくこととしています。

#### 1 公募期間

平成26年3月27日（木）～平成26年4月25日（金）17時まで

#### 2 研究開発概要等

##### (1) 研究開発概要（詳細は[研究開発基本計画書](#)を参照）

本公募は、5年間の研究開発計画のうち、平成26年度の研究開発業務（消防ロボットの試作に向けた実用レベルでの設計完了）の実施機関を募集するものです。

<研究開発の年次計画概要>

1年目	平成26年度	試作にむけた実用レベルでの設計完了
2年目	平成27年度	要素技術毎の試作
3年目	平成28年度	試作機の完成
4年目	平成29年度	検証及び改良
5年目	平成30年度	実用可能なロボット完成

※本研究開発業務は、消防研究センターにおける研究の一環として実施して頂くものです。

採択後、消防研究センターの指示に基づき、研究開発業務を実施して頂くこととなります。

※応募内容に応じ、消防研究センターとの共同研究契約を締結して頂くことがあります。

##### (2) 実施予定額 1. 4億円（平成26年度）

#### 3 応募対象者

(1) 単独ないし複数の企業、大学、公益法人等の研究機関とします。

(2) 消防機関の参画を必須とします。詳しくは、「[公募要領](#)」をご参照ください。

#### 4 応募方法

(1) 別添「[提案書作成要領](#)」（省略）に従い、提案書を作成してください。

(2) 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を用いて、応募情報を入力してください。（平成26年4月25日（金）17時までに、システム上のすべての応募情報の入力作業を完了してください。）

(3) 提案書1部、提案書の写し10部及びその他提案に必要な書類一式（詳細は提案書作成要領をご参照ください。）を下記の提出先まで提出してください（平成26年4月25日（金）

17時まで)。なお、研究開発業務の全部又は一部を複数の企業等が共同して実施する場合（このような形態での研究開発業務の実施を以下「共同実施」という。）、提案書は代表研究機関が取りまとめの上、提出してください。

## 5 公募説明会

本公募に係る説明会を下記のとおり開催します。

参加希望の方は、事前登録（所属・氏名・人数）のご連絡をお願いします。

### 【公募説明会】

日時：平成26年4月7日（月）14時～15時

場所：中央合同庁舎2号館5階消防庁第一会議室（注）取材不可

事前登録の連絡先：消防庁消防研究センター 担当 清田・熊谷

TEL：0422-44-8331/E-mail：[y.kiyota@soumu.go.jp](mailto:y.kiyota@soumu.go.jp)

## 6 業務実施機関の選定

提案書については、外部の者の参画する評価による審査を行い、業務実施機関を選定します。

なお、採択研究機関（共同実施の場合は、代表研究機関）及び研究責任者（共同実施の場合は、代表研究責任者）は公表します。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260326\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260326_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

### 【問い合わせ先】

研究開発基本計画書の内容等に関する問い合わせ先  
消防庁消防研究センター 天野

提案書の作成又は提出方法等に関する問い合わせ先  
消防庁消防技術政策室 千葉、西尾

提案書等の提出先

消防庁消防研究センター 清田、熊谷

## ◆ 消防法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布 （3月26日）

消防庁では、消防法施行規則の一部を改正する省令（案）の内容について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、12件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令等を公布しました。

### 1 改正内容

今回の消防法施行規則の一部を改正する省令の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号）により、避難が困難な者が入所する社会福祉施設等については延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務づけられたことに伴い、消防法施行令第12条第1項第1号に規定する「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定めるもの」について見直しを図るとともに、同号ロに規定する「介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者」について定めるものです。
- (2) 自主表示対象機械器具等に係る届出事項の見直しを行うほか、所要の規定の整備を図るものです。

### 2 意見募集の結果

省令案について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、意見を募集したところ、12件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙（省略）のとおりです。

### 3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令を公布しました。

○ 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成26年総務省令第19号）

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260326\\_1houdou/02\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260326_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課  
担当：吉村補佐、青島

## ◆ 消防庁ヘリコプター（5号機）の運航開始（3月27日）

平成26年4月1日より消防庁ヘリコプター（5号機）が高知県（高知県消防防災航空隊）にて運航を開始いたします。

### 1 背景・目的

消防庁は、地震等の大規模災害発生時における迅速かつ広域的な情報収集活動を行うため、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、消防庁ヘリコプターの整備を進めており、これまでに1号機を東京消防庁、2号機を京都市消防局、3号機を埼玉県防災航空隊、4号機を宮城県防災航空隊に配備してきたところです。

今回、運航を開始する5号機は、南海トラフ地震発生への切迫性にかんがみ、中四国地方における早期情報収集体制の確立及び緊急消防援助隊の迅速な応援活動の実施を目的とするものです。

### 2 消防庁ヘリコプター5号機の諸元・性能等

機体番号	J A 0 5 F D	
型式	アグスタ式AW-139	
諸元性能	全長	16.66m
	全幅	4.22m
	機体全高	4.98m
	最大全備重量	6,400kg
	最大速度	306km/h

### 3 ヘリサットシステム

名称	ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサットシステム）
概要	このシステムは、消防庁と独立行政法人情報通信研究機構（NICT）において開発され、回転するブレードの間から直接映像情報を人工衛星へ送信できることから、地上アンテナが不要であり、地上施設が損壊した場合でも全国へ映像伝送が可能となります。
諸元性能	アンテナ 直径550×600mm 機外装置 約63kg 機内装置 約68kg

※本機への搭載をもって、消防庁ヘリコプター5機全てに当システムが搭載されました。

### 4 消防庁ヘリコプターの配備状況

	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
配備先	東京消防庁	京都市消防局	埼玉県	宮城県	高知県
配備年度	平成17年度	平成23年度	平成23年度	平成25年度	平成25年度



○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260327\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260327_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 国民保護・防災部防災課広域応援室  
担当：山尾航空専門官、小泉航空係長

#### ◆ 「石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の公表（3月27日）

消防庁では、石油コンビナート等における防災の確保を目的として、総合的な防災体制の充実強化について検討を行う「石油コンビナート等防災体制検討会」を開催し、石油コンビナート等防災本部等の防災体制の充実強化及び最新の知見を踏まえた自衛防災組織等の防災活動の手引きの見直しについて検討を行ってきました。

この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。

##### 【石油コンビナート等防災本部等の防災体制の充実強化】

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所で発生した最近の事事故事例から、石油コンビナート等防災本部等の活動に求められる活動・業務について、次の観点からの充実強化が必要。

- (1) 関係機関の情報共有： 応急対策上必要な情報を把握し、消防機関をはじめ、保安や環境等を担当する関係機関等と共有。
- (2) 関係機関の連携体制： 必要な機関との一元的な連絡調整ができる石油コンビナート等防災本部（防災本部）の積極的な活用。
- (3) 住民等への情報伝達： 必要な情報が適切なタイミングで、適切な対象者に伝わるよう、防災本部で調整。
- (4) 教育・訓練体制の充実： 石油コンビナート等防災計画の充実を図るとともに、関係機関を含めた防災訓練を実施。

##### 【自衛防災組織等の防災活動の手引きの見直し】

東日本大震災をはじめ様々な大規模災害を経験するとともに、石油コンビナート等災害防止法等が改正されるなど、自衛防災組織等に関係する制度の見直しや防災活動のための知見の蓄積を受けて、従前の「自衛防災組織等の防災活動の手引」を抜本的に見直し。

##### 【別添資料】

「石油コンビナート等防災体制検討会報告書」の概要は、別添のとおりです。

※ **報告書**全文については、消防庁ホームページ ([www.fdma.go.jp](http://www.fdma.go.jp)) に掲載します。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260327\\_1houdou/02\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260327_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 特殊災害室  
担当：古澤、瀧下

#### ◆ 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）に対する意見募集の結果及び省令の公布（3月27日）

消防庁では、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する省令（案）等の内容について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。また、意見募集の結果を踏まえ、当該省令を公布しました。

## 1 制定内容

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令は、消防法施行令第29条の4第1項の規定に基づき、床面から天井までの高さが10メートル以下であること等の要件を満たした特定駐車場において、消防法施行令第13条及び第15条の規定により設置し、及び維持しなければならない泡消火設備に代えて特定駐車場用泡消火設備を用いることができることとし、当該特定駐車場用泡消火設備に関し、必要な事項を定めるものです。

## 2 意見募集の結果

省令案について、平成25年12月27日から平成26年1月30日までの間、意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方については、別紙(省略)のとおりです。

## 3 省令の公布

消防庁では、意見公募手続の実施結果等も踏まえて検討し、以下の省令を公布しました。

○ 特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成26年総務省令第23号)

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260327\\_1houdou/03\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260327_1houdou/03_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課 担当：吉村補佐、青島
----------------------------

## ◆ 「有床診療所防火対策自主チェックシステム」の運用開始(3月28日)

消防庁では、平成25年10月11日に発生した福岡市の有床診療所火災における課題を踏まえ、全国の有床診療所が入力した消防法・建築基準法・医療法に基づく防火対策の履行状況を消防庁・国土交通省・厚生労働省が共有できるシステムを整備し、平成26年4月1日から運用を開始することとしましたので、お知らせします。

### 1 背景・目的

福岡市において発生した有床診療所火災(死者10名)において、関係機関で法令違反等に係る情報が適切に共有されていなかったことなどを踏まえ、全国の有床診療所が実施すべき防火対策の履行状況について関係機関が横断的にチェックできるシステムを整備するものです。

### 2 システムの名称

有床診療所防火対策自主チェックシステム

### 3 システムの概要

有床診療所の事業者自らが、システム上に入力した防火対策の履行状況を関係機関において共有することにより、違反事業所を早期に把握し、連携した是正指導に活用します。

#### (1) 入力対象者

全国の有床診療所の事業者(約9,000事業所)

#### (2) システムの構築・運用等

別紙1「有床診療所防火対策自主チェックシステム構築・運用イメージ」(省略)のとおり

#### (3) 入力項目

別紙2「有床診療所防火対策自主チェックシステム入力項目一覧」(省略)のとおり

### 4 実施時期

平成26年4月1日から運用を開始

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/05\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/05_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課企画調整係

担当：伊藤(要)課長補佐、齋藤(貴)係長、安田事務官

#### ◆ 緊急速報メールによる弾道ミサイル情報等の配信（3月28日）

現在、気象庁が発表する緊急地震速報及び津波警報については、携帯電話事業者を介して、携帯電話ユーザーに緊急速報メールで配信されています。

今年4月から、これらに加え、新たにJアラートで配信される弾道ミサイル情報等についても、直接、携帯電話ユーザーに対して緊急速報メールで配信することとなりましたのでお知らせします。

##### 1 開始日

平成26年4月1日（火）

##### 2 対象者

携帯電話ユーザー（ドコモ、au、ソフトバンクモバイル）

##### 3 緊急速報メールで配信する情報

Jアラートで配信される弾道ミサイル情報等の国民保護に関する情報

##### 【参考】緊急速報メールの概要

###### (1) サービス提供事業者とサービス名称

株式会社NTTドコモの緊急速報「エリアメール」、KDDI株式会社／沖縄セルラー電話株式会社（au）及びソフトバンクモバイル株式会社の「緊急速報メール」

###### (2) 特長

- ・ 特定エリアにある携帯電話やスマートフォン等に対してメッセージを一斉配信
- ・ 災害等による通信の混雑の影響をほとんど受けない
- ・ 登録手続不要、利用料無料

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/09\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/09_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】

国民保護・防災部防災課国民保護室 国民保護運用室  
担当：山井補佐、浅野係長

#### ◆ 「平成25年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」の公表（3月28日）

救急出動件数は年々増加しており、今後も引き続き救急需要の増大が見込まれる中、救急搬送体制の強化や救急業務の高度化等、救急業務の今後の課題やそれに対する対応策を検討するため、消防庁では「救急業務のあり方に関する検討会」を開催しました。

特に、救急救命士を含む救急隊員等の教育のあり方、通信指令員の救急に係る教育のあり方については、重要な検討項目として、検討会の下に「救急業務に携わる職員の教育のあり方に関する作業部会」を設け、必要な検討を行いました。

これらについて、検討した結果を報告書として取りまとめましたので、別添（省略）のとおり公表します。

## 【検討の概要】

- 1 救急業務の高度化  
ICT、ビデオ喉頭鏡の活用について
- 2 消防と医療の連携  
傷病者の搬送及び傷病者の受入れに関する実施基準の運用状況等について
- 3 応急手当の普及促進  
学校教育における子ども達への効果的な応急手当の普及策について
- 4 救急業務に携わる職員の教育のあり方
  - (1) 救急救命士の資格を有する職員の教育のあり方
  - (2) 救急隊員の生涯教育のあり方
  - (3) 通信指令員の救急に係る教育のあり方
  - (4) 救急業務に携わる職員の生涯教育の指針Ver. 1の策定
- 5 救急業務実施基準の見直し検討  
救急車積載資器材について

## 【別添資料】(省略)

「平成25年度 救急業務のあり方に関する検討会 報告書」のポイント

※[報告書全文](#)については、消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/01\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 救急企画室

担当：川本補佐・石田係長・渡部事務官

## ◆ 「平成25年の救急出動件数等（速報）」の公表（3月28日）

平成25年における救急出動件数等の速報を取りまとめましたので公表します。

### 救急出動件数、搬送人員とも過去最多を記録

平成25年中の救急自動車による救急出動件数は591万5,956件（対前年比11万3,501件増、2.0%増）、搬送人員は534万2,427人（対前年比9万2,125件増、1.8%増）で救急出動件数、搬送人員とも過去最多を記録しました。

### 《資料》

平成25年の救急出動件数等（速報）について【概要】…別添（省略）のとおり

※ 今回の発表は速報としてとりまとめたものであり、今後精査の結果変更する可能性があります。

○ 全文は、消防庁ホームページ

([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/02\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 救急企画室

担当：日野原、伊藤、鈴木

## ◆ 「平成25年度 緊急度判定体系に関する検討会報告書」の公表（3月28日）

わが国の救急出動件数は、年々増加しており、救急需要の増大から救急自動車の稼働率が著しく高くなり、救急現場へ到着する時間が年々延伸し、その結果、医療機関への到着時間も延伸する傾向にあります。

消防庁では、緊急度判定プロトコルVer.0を用いた実証検証で得られたデータをもとに、緊急度判定プロトコルVer.1を策定しました。それらについて報告書として取りまとめましたので公表します。

- 昨年度の実証検証で得られたデータをもとに、救急受診ガイド（家庭自己判断）、電話相談、119番通報、救急現場の各段階の緊急度判定プロトコルVer.0の改良、症候数の増設を行った緊急度判定プロトコルVer.1を策定するとともに、緊急度判定導入及び実運用に向けた課題と改善策の検討をしてきました。
- 今後、消防庁では、利用者に対する周知あるいは教育を実施すること、さらに各段階でのプロトコルを相互に連携することを目指し、各関連機関間での情報共有をはじめとした連携が円滑に行えるための仕組みについて更なる検討を進めていきます。

【別添資料】（省略）

- 「平成25年度緊急度判定体系に関する検討会報告書」のポイント

※報告書全文については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載します。

- 全文は、消防庁ホームページ

（[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/03\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/03_houdoushiryou.pdf)）に掲載されています。

【問い合わせ先】 救急企画室  
担当：日野原、伊藤

## ◆ 「障害者施設等火災対策報告書」の公表（3月28日）

消防庁では、平成25年2月8日（金）に長崎県長崎市において死者5名が発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえ、「予防行政のあり方に関する検討会」の下に「障害者施設等火災対策検討部会」を開催し、障害者等が入所する施設における火災対策のあり方について検討を行ってきたところであり、この度、報告書が取りまとめられましたので公表いたします。

【障害者施設等に対する主な火災対策】

- 1 ソフト面での対策
  - (1) 全ての従業員が火災時に適切に対応できる従業員教育の推進
  - (2) 効果的な訓練の実施
- 2 ハード面での対策
  - (1) 自動火災報知設備と火災通報装置の連動の原則義務化
  - (2) 防火関係規定に不適合の施設への関係行政機関の改善指導の徹底
  - (3) スプリンクラー設備の設置基準の見直し
- 3 その他必要な対策
  - (1) 関係行政機関の情報共有、連携体制の構築
  - (2) 利用者への情報提供
  - (3) 障害者施設等の用途判定に係る調整

【別添資料】（省略）

「障害者施設等火災対策報告書」の概要

※[報告書全文](#)については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。

- 全文は、消防庁ホームページ([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/04\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/04_houdoushiryou.pdf))に掲載されています。

【問い合わせ先】 予防課設備係  
担当：守谷専門官、鈴木係長、尾上事務官

◆ 「東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討報告書」の公表  
(3月28日)

東日本大震災では多くの危険物施設が被災し、また、事業の中断を余儀なくされました。

このことから、消防庁では、これまでの検討結果を踏まえ、危険物施設の事業者が適切かつ容易に震災等対策を実施することができるよう、危険物施設の震災等対策のポイントや留意点をまとめた「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を作成するため、東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方を検討してきました。

この度、報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。

1 検討体制

委員名簿(別紙1)(省略)のとおりです。

2 報告書の概要

東日本大震災の被害と課題を踏まえ、それぞれの危険物施設において、発災時に適切かつ迅速に安全確認、二次被害防止、復旧等ができるよう、施設の実情に即して事前に必要な対応等について計画し、消防機関と調整して当該計画の内容を予防規程、マニュアルに明確にしておくとともに、資機材整備、従業員の教育・訓練に取り組むことが重要であることから、このためのポイント、留意点をガイドラインとしてまとめました。

3 「危険物施設の震災等対策ガイドライン」

危険物施設類型毎(製造所等編、屋内・屋外貯蔵所編、屋外タンク貯蔵所編、移動タンク貯蔵所編、給油取扱所編、一般取扱所編)に次の内容について整理して掲載しました。

<ガイドラインの内容>

1 東日本大震災の被害と課題

東日本大震災の被害状況、震災に対する課題

2 事前対策

危険物の保安措置、日常点検時のチェックポイント、災害対応に関する事項、連絡体制、二次災害の防止、避難、教育訓練

3 施設の使用再開に向けた対応

設備点検時等の留意事項、点検等を行う必要がある部分のチェックポイント、施設、設備の運転停止時・開始時の安全措置、臨時的対応、危険物の仮貯蔵・仮取扱い、復旧に向けた事業所相互の協力体制

※ 参考資料として、参考となる良好な取組事例、震災時の臨時的対応の事例等を掲載

※ [報告書全文](#)については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載します。

- 全文は、消防庁ホームページ([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/06\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/06_houdoushiryou.pdf))に掲載されています。

【問い合わせ先】 危険物保安室  
担当：三浦補佐、中嶋係長

◆ 「旧法屋外タンク貯蔵所の保安検査のあり方に係る調査検討報告書」の公表（3月28日）

規制・制度改革に係る対処方針（平成22年6月18日閣議決定）において、昭和52年以前に設置された特定屋外貯蔵タンク（以下「旧法タンク」という。）に係る保安検査の開放周期のあり方について総合的に検討することとされました。

旧法タンクについては、一般的に使用されているタンクの板厚が薄いことのほか、タンクの溶接部の信頼性が劣るものがあること、タンクの基礎地盤の堅固さについて工学的指標により確認されていないことが分かっていることから、消防庁では、平成23年度から①基礎地盤の堅固さ、②底板相互の溶接構造、③底板の板厚による影響を評価し、旧法タンクにおける保安検査の検査周期のあり方を総合的に検討してきました。

この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表いたします。

1 検討会の体制

委員名簿（別紙1）（省略）のとおりです。

2 検討結果（概要）

旧法タンクについては、以下のような理由から、現時点において、保安検査周期を延長することは適当ではないとされました。

- ・タンク基礎は一定の剛性を有することから基礎が大きく沈降することはないと考えられるものの、基礎表面とタンク底部との間に局所的な空隙の存在が予想され、側板や底部に生じる応力が不均一かつ大きくなるが、これらの影響を評価することは現時点では困難であること
- ・底部の溶接構造（重ねすみ肉溶接）についても、溶接時の欠陥等が疲労強度に影響を及ぼすことが分かったが、これらの影響を評価することは現時点で困難であること
- ・基本的に7年毎に保安検査を受けることとされているが、危険物の漏えいの可能性を評価したところ、基本的な開放周期7年においても、底部板の内面腐食の要因で2基、裏面腐食の要因で7基に貫通が生じる可能性があり、保安検査周期については、過剰に安全余裕をみたものではないこと

今後、改めて旧法タンクの保安検査周期の延長を検討する場合は、旧法タンクは、底部板厚が薄いことのほか、タンクの溶接部の信頼性が劣るものがあること、タンクの基礎・地盤の堅固さについて工学的指標により確認されていないことから、最低でも上記の課題等の解決が必要であるとされました。

3 報告書の概要

報告書の概要は（別紙2）（省略）のとおりです。

※ **報告書**全文については、消防庁ホームページ（[www.fdma.go.jp](http://www.fdma.go.jp)）に掲載いたします。

○ 全文は、消防庁ホームページ

（[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/07\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/07_houdoushiryou.pdf)）に掲載されています。

【問い合わせ先】危険物保安室  
担当：大嶋課長補佐、工藤係長

◆ 「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表（3月28日）

消防庁では、平成25年4月より「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」を開催し、火災危険性を有するおそれのある物質や火災予防又は消防活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質について調査検討を行ってきたところです。

この度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので、公表します。

※本検討会は平成13年度以降毎年検討を行っているものです。

## 【報告書概要】

事故の情報、文献等から火災危険性を有するおそれのある物質を抽出し、当該物質に対して危険物確認試験を行い、消防法上の危険物として追加することについて検討しました。

また、平成25年度に毒物・劇物に新たに指定された物質に対して、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質（消防活動阻害物質）として指定することについて検討しました。

調査、検討の結果、今年度は次の結論が得られました。

- 1 消防法上の危険物に新たに追加すべき物質はありませんでした。
- 2 消防活動阻害物質に新たに指定すべき物質はありませんでした。

## 【別添資料】（省略）

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

※**報告書**全文については、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）に掲載します。

○ 全文は、消防庁ホームページ

（[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/08\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/08_houdoushiryou.pdf)）に掲載されています。

【問い合わせ先】危険物保安室  
担当：三浦、鈴木、熊澤

## ◆ 消防学校の教育訓練の基準の一部改正（3月28日）

消防庁は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）が、昨年12月13日に公布・施行されたことを受け、消防学校の教育訓練の基準（平成15年11月19日消防庁告示第3号）を一部改正し、公示しました。

### 【改正のポイント】

#### 1 主な改正内容

消防団の現場指揮者の担う役割の重要性が増してきたことに鑑み、消防団員に対する幹部教育のうち中級幹部科について見直すこととした。

○ 大規模災害時における指揮者としての職責を自覚し、指揮能力を向上させるため、中級幹部科を抜本的に見直し、「指揮幹部科」として拡充強化することとした。

○ 「指揮幹部科」には、部長又は部長と同等の実務経験を有する班長を対象と想定し、現場の指揮について実践的な実技訓練等を行う「現場指揮課程」と、分団長、副分団長を対象と想定し、分団本部等における指揮に関する教育訓練を行う「分団指揮課程」の2つの課程としたこと。

○ 「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の課程の種別ごとに、当該課程の修了を認定した者に対し、修了証を交付することとしたこと。

○ 「現場指揮課程」及び「分団指揮課程」の両課程の修了を認定した者については「指揮幹部科」の修了を認定し、修了証及びき章を交付することとしたこと。

#### 2 その他

○ 施行期日は、平成26年4月1日としたこと。

○ 改正前の基準に基づき、中級幹部科を修了している者については、指揮幹部科の分団指揮課程を修了したものとみなすこととしたこと。

### 〈添付資料〉（省略）

○ 「消防学校の教育訓練の基準」の一部改正について（平成26年3月28日付け消防消第84号、消防災第140号）

- ・ 消防学校の教育訓練の基準の一部を改正する告示（平成26年消防庁告示第6号）
- ・ （参考）消防学校の教育訓練の基準 新旧対照表



○ 全文は、消防庁ホームページ  
([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/10\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/10_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 国民保護・防災部 防災課  
担当：岡地課長補佐、伊藤係長、金丸事務官、馬内事務官

#### ◆ 火災予防啓発ビデオ「灯油等の危険物による火災の実態」の制作・発表（3月28日）

消防庁では、私たちの暮らしに身近な灯油やガソリン等の危険物による火災を未然に防ぐため、火災予防啓発ビデオ「灯油等の危険物による火災の実態」を制作しました。

##### 1 火災予防啓発ビデオ制作の経緯

平成25年8月、京都府福知山市の花火大会の会場で危険物による火災が発生しました。灯油やガソリンは、私たちの暮らしに身近な燃料の一つであると同時に使い方を間違えると大きな事故につながります。平成24年中の石油ストーブによる火災は711件で、そのうち灯油を含む危険物によるものが300件となっています。主な原因として危険物の使用方法の不良や引火、漏洩によるものが挙げられます。

この程消防庁では、私たちに身近にある危険物を取り扱うにあたって、日頃から心がけておくべきことの周知を目的とした火災予防啓発ビデオ「灯油等の危険物による火災の実態」を制作しました。

##### 2 火災予防啓発ビデオの内容

火災予防啓発ビデオは、危険物の中でも身近な灯油やガソリンの誤使用や不適切な使用環境により発生する火災を再現し、火災発生のメカニズム及びその予防方法等について、専門家の解説を交えた分かり易い内容の映像資料としています。

##### 3 展開

本ビデオは、広く国民が自由に視聴及びダウンロードできるよう消防庁ホームページ([http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou\\_contents/materials/index.html](http://www.fdma.go.jp/html/life/yobou_contents/materials/index.html))に 掲載するほか、各種メディア、地方公共団体向けに提供し、幅広く活用していただくこととしています。

○ 全文は、消防庁ホームページ  
([http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328\\_1houdou/11\\_houdoushiryou.pdf](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2603/260328_1houdou/11_houdoushiryou.pdf)) に掲載されています。

【問い合わせ先】 消防技術政策室  
担当：福井、福田

## 情報提供

#### ◆ 「第13回危険物事故防止対策論文」消防庁長官賞等の決定（3月27日）

消防庁では危険物保安技術協会と共催で「第13回危険物事故防止対策論文」を募集していたところですが、今般、消防庁長官賞（2編）、危険物保安技術協会理事長賞（2編）及び奨励賞（2編）の受賞者が決定しました。

危険物施設に係る火災・漏えい等の事故は近年増加傾向で推移しており、その安全確保の重要性がますます増大していることから、危険物に係る事故の防止及び危険物の保安に対する意識の確立について、広く呼びかけていくことが一層重要となっています。

このため消防庁では、危険物保安技術協会と共催で危険物施設等における事故事例を教訓とし

た事故防止対策や事故防止に係る技術の開発・改善等を図るため、「第13回危険物事故防止対策論文」を平成25年10月1日から平成26年1月31日まで募集しました。

今回応募のあった31編から、消防庁長官表彰（2編）、危険物保安技術協会理事長賞（2編）及び奨励賞（2編）の受賞者を別添のとおり決定いたしました。

なお、受賞者に対する表彰式は、平成26年6月9日（月）に開催する危険物安全大会において行う予定です。

○ 全文は、消防庁ホームページ（<http://www.fdma.go.jp/info/2014/20140327-1.pdf>）に掲載されています。

【問い合わせ先】 危険物保安室企画係
-----------------------

※ 消防庁各課室の直通電話番号は（<http://www.fdma.go.jp/neuter/about/tel.html>）に掲載されています。

週間情報では、各本部の身近な情報を掲載していますので情報をお寄せ下さい。
--------------------------------------

<b>週間情報への投稿は企画課へ！</b>
-----------------------

TEL 03-3234-1321 FAX 03-3234-1847 E-mail : <a href="mailto:weekly@fcaj.gr.jp">weekly@fcaj.gr.jp</a>
---